令和７年８月１４日
西日本高速道路株式会社

入札参加資格停止措置について

１．入札参加資格停止業者：パナソニックマーケティングジャパン株式会社
住所：東京都品川区西五反田 3-5-20　パナソニック目黒ビル

２．入札参加資格停止期間：①令和７年８月１４日から令和７年１１月１３日まで（３カ月）
②令和７年８月１４日から令和７年１０月１３日まで（２カ月）

３．入札参加資格停止措置対象地域：①地域２、地域４　②地域１、地域３

４．事実概要：

パナソニックマーケティングジャパン株式会社は、建設業法第７条第２号及び第１５条第２号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、建設業法第２６条第１項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。これらのことが、建設業法第２８条第１項本文及び同項第２号に該当するとして、令和７年１月３１日付けで建設業許可部局である関東地方整備局長より監督処分（指示処分及び２２日間の営業停止処分）を受けた。

５．入札参加資格停止措置理由：

上記の事実概要が「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成１７年１１月３０日付要領第９６号）別表第２第１０号（建設業法違反行為）に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第２

措　置　要　件	地域及び期間
（建設業法違反行為） １０　建設業法（昭和２４年法律第１００号）の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から１月以上９月以内

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第３

地　域　区　分

地域	都　道　府　県
１	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※１）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※２）
２	兵庫県（※３）、鳥取県、島根県、岡山県（※４）、広島県及び山口県（※５）
３	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
４	山口県（※６）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※１　地域２にかかる部分を除く。

※２　山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※３　中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※４　地域１にかかる部分を除く。

※５　地域４にかかる部分を除く。

※６　関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字椋野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る

〇問合せ先　西日本高速道路株式会社　財務部　契約審査課